

# 商標の国際登録制度 活用ガイド

あなたの国内商標を海外にも展開しませんか？

マドリッド協定議定書に基づく  
商標の国際登録制度

# 01 海外での商標の権利の取得について

## ■ 外国で商標を登録するには2つの方法があります

各国別に出願

パリ条約や二国間条約などに基づき、各国別に出願する方法

マドリッド協定議定書に基づく出願

『マドリッド協定議定書』に基づき、複数国に一括して手続を行う方法

## ■ マドリッド協定議定書とは

現在、マドリッド協定議定書(以下、「マドプロ」という。)の締約国は112カ国であり、その中から権利を取得したい国(指定国)を指定することにより、複数国に同時に出願するのと同等の効果を得ることができるという制度です。

マドプロを利用して国際登録出願(以下、「マドプロ出願」という。)を行うと、従来の各国別の出願制度に比べ、簡単な手続でスピーディーに世界各国で商標の保護を求めることができ、また経費の節約や手続の一括化など、多くのメリットがあります。

## ■ マドリッド協定議定書締約国一覧

2023年1月現在

アジア (※)	インド インドネシア 韓国 カンボジア シンガポール タイ 中国(香港・マカオ未適用) 日本 パキスタン ブータン フィリピン ブルネイ ベトナム マレーシア モンゴル ラオス 北朝鮮(注)	アフリカ	ルワンダ レント
	大洋州		アイスランド アイルランド アゼルバイジャン アルバニア アルメニア イタリア ウクライナ ウズベキスタン 英国(マン島適用) エストニア 欧州連合 オーストリア オランダ キュラソー島 シント・マルテン島 ポネール島、シント・ユー スタティウス島、サバ島 カザフスタン 北マケドニア キプロス ギリシャ キルギス クロアチア サンマリノ ジョージア スイス スウェーデン スペイン
中東	アフガニスタン アラブ首長国連邦 イスラエル イラン オマーン シリア トルコ バーレーン	欧州	スロバキア スロベニア セルビア(セルビア・モンテネグロを継承) タジキスタン チェコ デンマーク ドイツ トルクメニスタン ノルウェー ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベラルーシ ベルギー ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル モナコ モルドバ モンテネグロ ラトビア リトアニア リヒテンシュタイン ルーマニア ルクセンブルク ロシア
	アフリカ		カナダ 米国
	アフリカ知的所有権機関(OAPI) アルジェリア エジプト エスワティニ ガーナ ガンビア ケニア サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジンバブエ スーダン チュニジア ナミビア ボツワナ マダガスカル マラウイ モザンビーク モロッコ リベリア	中南米	アンティグア・バーブーダ カーボベルデ キューバ コロンビア ジャマイカ チリ トリニダード・トバゴ ブラジル メキシコ

(注) 日本は北朝鮮を国として認めていません。

# 02 マドプロ出願の条件

## 1. 日本国特許庁において

### 既に商標出願若しくは商標登録がされていること

マドプロ出願を行うためには、その基礎となる商標が日本国特許庁(本国)に出願若しくは登録されている必要があります。

この基礎となる商標は、出願中のものを『基礎出願』、登録済みのものを『基礎登録』といいます。

## 2. 商標(マーク)が同一であること

マドプロ出願する商標と、基礎となる商標(マーク)は同一でなければなりません。

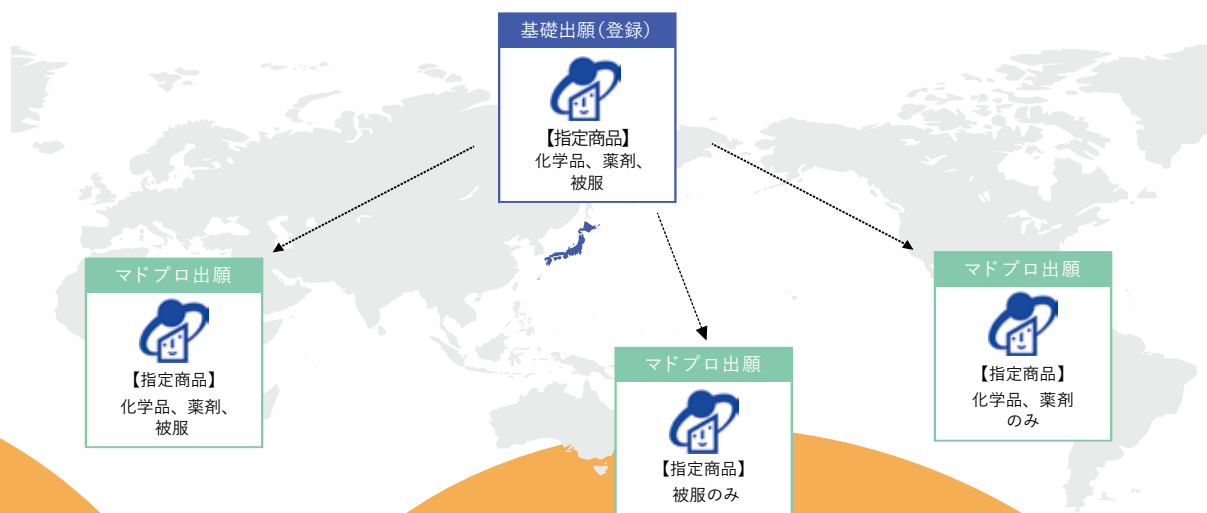
## 3. 指定する商品及び役務が同一又はその範囲内であること

マドプロ出願において指定できる商品・役務は、基礎出願若しくは基礎登録で指定している商品・役務と同一か、その範囲内であればなりません。

なお、上記範囲内において、指定国ごとに更に指定する商品・役務を限定することも可能です。権利化したい商品・役務を限定することにより、指定国との無用なやり取り(拒絶等)の低減につながります。

## 4. 出願人又は名義人が同一であること

マドプロ出願の出願人が、上記基礎出願又は基礎登録の出願人又は名義人と同一でなければなりません。



### 国際登録の基礎出願・登録への従属性 (セントラルアタック)

基礎出願又は基礎登録が、国際登録日から5年を経過する前に拒絶、無効等になった場合は、国際登録も基礎出願又は基礎登録の拒絶、無効等にかかる範囲内で取消となります。

なお、救済措置として、各指定国において国際登録を国内出願へ変更することができます。その場合、国際登録日に出願が行われたものとみなされます。

# 03 ブランド戦略の重要性

## 日本ブランドの確立

国際競争力強化のためには、外国における商標権の取得が重要

ブランドは製品やサービスの高付加価値化、差別化に極めて有効

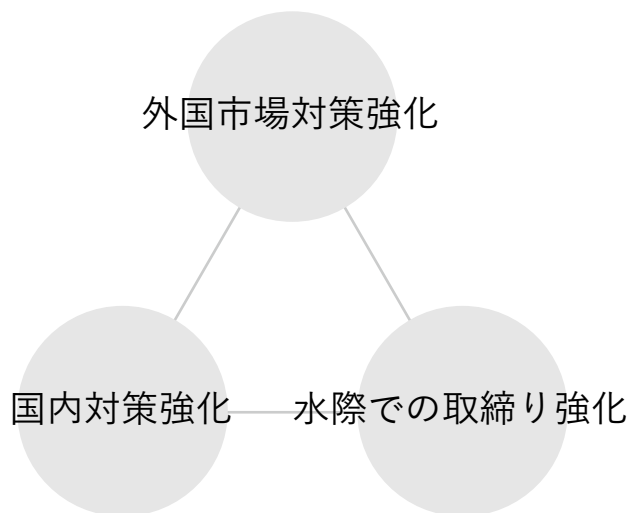
ボーダーレスな企業活動を強力に支えているのは、企業のブランドです。ブランドは企業にとって、イメージの総体ともいえる重要なものであり、商品やサービスの高付加価値化、差別化に極めて有効なものです。

商標は、このブランドのイメージを伝達するための最も重要な道具です。

我が国企業が国際競争力を強化していくためには、ブランド戦略の一環として、商標権を外国において経済的、効率的に取得することが重要です。

## 模倣品対策

外国における商標権の取得が重要



外国において模倣品を取り締まるためには、それぞれの国において商標権を取得することが重要です。国際的な展開に成功した企業ブランドを模倣されないためにも、また技術と企業活動の国際化のためにも、海外で商標権を効率的に取得し、それをいかに活用するかという国際的なブランド戦略を打ち立てることが必要不可欠な時代を迎えています。

このような時代において、海外で迅速かつ簡便に商標権を取得できるマドプロ制度は企業にとって非常に有効なツールとなるものです。

マドプロ出願により我が国からの指定(出願)が多かった国	1位	米	国
	2位	中	国
	3位	欧州連	合
	4位	英	国
	5位	韓	国

(2021年)

# 04 マドプロ出願利用のメリット

Merit

1

## 経費の節減

各国別出願の場合、各国の国内法令に従って手続をする必要があるため、基本的に、各国ごとの翻訳料及び代理人手数料が発生しますが、マドプロ出願の場合、基本的には各国で代理人を選定しなくても良いため、総額で大幅な経費削減が可能です。なお、指定国での審査の結果、登録を拒絶する旨の通知がきて当該国の代理人による手続が必要となる場合は経費が発生します。

Merit

2

## 出願書類の作成が 簡単でわかりやすい

各国別出願の場合、各国の様式に従い、各国の言語で書類を作成する必要があります。マドプロ出願の場合、1通の出願書類を作成することで指定した各国全てに対応可能です。また、英語で作成できるので、各国独自の言語で作成する必要はありません。

Merit

3

## 出願手続が簡単

各国別出願の場合、各国の代理人を通じて出願手続を行う必要があり、各国代理人との交渉等、対外的なアクションが必要です。マドプロ出願の場合、日本国特許庁(本国)に出願書類を提出すれば、『国際事務局(WIPO)』を経由して保護を求める国(指定国)に通知がなされ、各国にそれぞれ個別に出願した場合と同様に扱われます。

Merit

4

## 迅速な審査

各国別出願の場合、各国では審査期間が限定されていないので登録される時期が不明確です。マドプロ出願の場合、各国の審査期間が、国際事務局の通知日から1年(若しくは18月)以内に制限されています。

Merit

5

## 権利管理の簡便化 (一括管理)

各国別出願の場合、各国における権利の存続期間は、各国の国内法令で定められた日(登録日が多い)から起算されるため、権利の更新手続も各国別となり、管理が煩雑です。マドプロ出願の場合、国際事務局が記録・管理する国際登録簿による一元管理となります。国際登録の存続期間は国際登録日から10年間で、更新等の手続は国際事務局に1通の書類で行いますので、各国での権利管理負担が軽減されます。

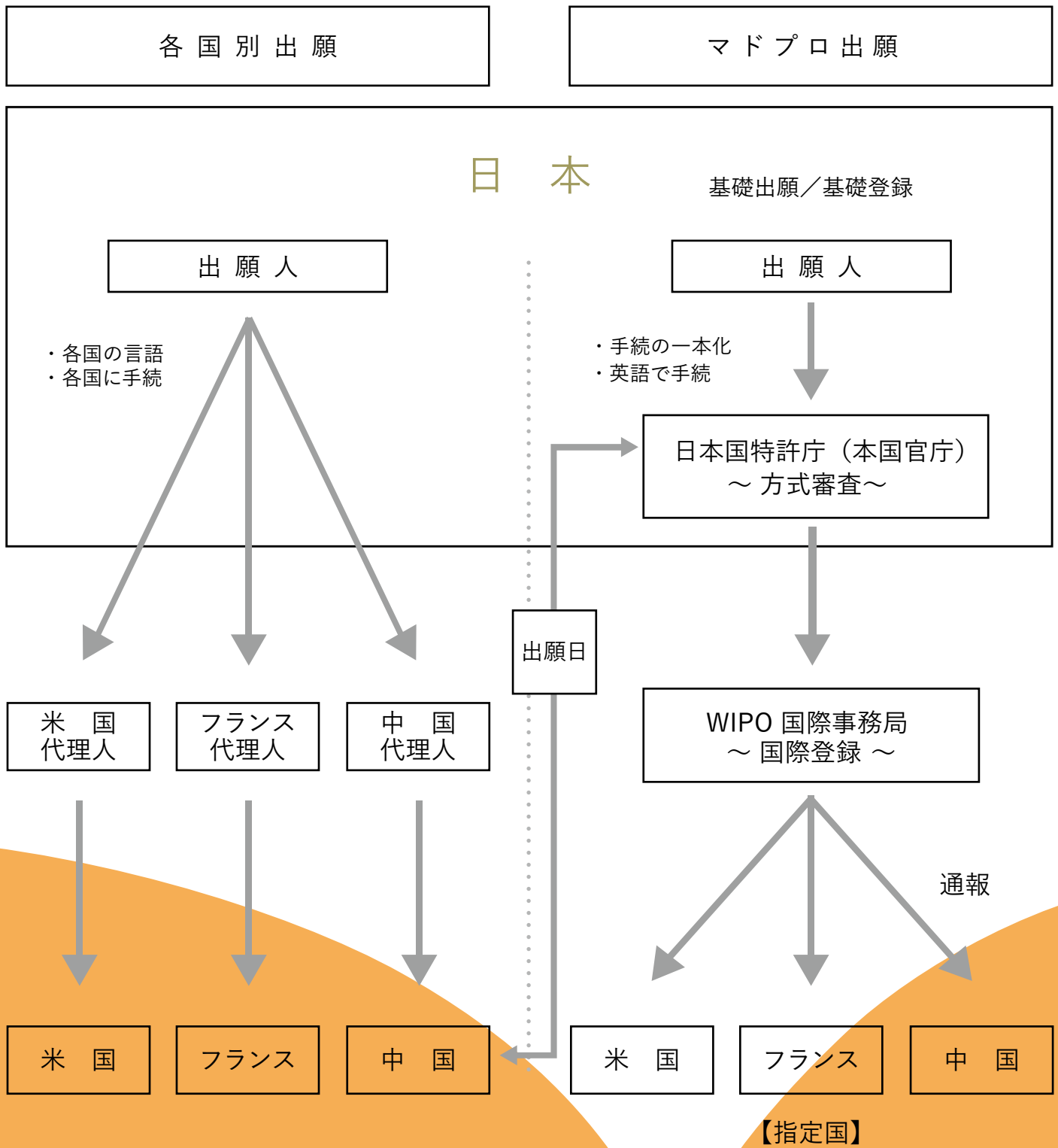
Merit

6

## 事後指定による 権利の拡張

マドプロ出願では、事後指定手続を行うことにより、国際登録出願時に指定しなかった国はもとより、新規加盟国に対しても保護の拡張をすることが可能です。

# 05 外国への直接出願とマドプロ出願



- WIPO「世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization)」・  
知的所有権の保護の促進、諸同盟国の管理に関する協力の確保を目的とする国連の  
専門機関の一つであり、スイス(ジュネーブ)に置かれています。

# 06 出願手数料及び支払方法

## WIPO国際事務局へ納付する手数料(2023年1月現在)

### 必要なマドプロ出願手数料

種 類	摘 要	手数料額
(a)基本手数料	i) 標章が色彩付きでない場合	653 スイスフラン
	ii) 標章が色彩付きである場合	903 スイスフラン
(b)付加手数料	一指定国ごとに	100 スイスフラン
(c)追加手数料	標章の国際分類の数が3を超えた一区分ごとに	100 スイスフラン
(d)個別手数料	(b)付加手数料及び(c)追加手数料に代えて、個別手数料の受領を宣言している締約国を指定する場合(*1)	締約国ごとに定める額(*2)

\*1 個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は、付加手数料、追加手数料の支払は不要です。

\*2 個別手数料一覧表 ([https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind\\_taxes.html](https://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html))



### マドプロ出願料金計算例

(例) 標章が色彩つきで、日本から「フランス(個別手数料なし)」、「ドイツ(個別手数料なし)」、「米国(個別手数料設定あり)」の3ヶ国を指定し、ともに分類を4区分としてマドプロ出願をする場合。

基本手数料 903 スイスフラン  
+ 付加手数料 100 スイスフラン × 2 (個別手数料国を除くフランス、ドイツ分)  
+ 追加手数料 100 スイスフラン × 1 (3区分を超える部分)  
+ 個別手数料 460 スイスフラン × 4 区分 (個別手数料国の米国分)  
= 国際事務局への手数料支払総額 3,043 スイスフラン

### 納付(送金)方法

出願に先立ち、国際事務局へスイスフラン建てにて、国際事務局の銀行口座(スイス)への外国送金等により支払を行うことになります。

## 本国官庁(日本国特許庁)へ納付する手数料

【必要な手数料】 国際登録出願 9,000 円/件

【納付方法】 以下の納付方法が利用可能です。  
・ 特許印紙による納付  
・ 現金納付  
・ 電子現金納付  
・ 特許庁窓口におけるクレジットカード納付  
(予納による納付及び口座振替納付はできません。)

手数料納付書 記載見本

dd/mm/yyyy		
Applicant's name:		
Basic application number:		
Basic registration number:		
Applicant's reference:		
特許印紙	特許印紙	特許印紙
(9,000Yen)		

※ A4判で作成をしてください。



# INFORMATION

## マドプロ制度に関する情報

特許庁 マドプロ制度ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/index.html>

WIPO マドプロ制度ホームページ

<https://www.wipo.int/madrid/ja/>



## WIPO 国際事務局が提供する各種ツール

Madrid e-filing

オンライン上で商標の国際登録出願が可能です。

<https://efiling.madrid.wipo.int/iwa>



eMADRID

事後指定、更新、名義変更や名称変更等WIPOへのオンライン手続が可能です。

<https://madrid.wipo.int/>



Global Brand Database

国際商標及び世界各国の商標が検索できます。

<https://www.wipo.int/branddb/en/>



Member Profiles Database

マドプロ締約国の制度や、審査手続情報を提供しています。

<https://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/#/>



Madrid Monitor

マドプロ制度の下で記録されたすべての国際登録に関する情報を提供しています。

<https://www.wipo.int/madrid/monitor/en/>



手数料計算 (Fee Calculator)

最新出願料金の確認が可能です。

<https://www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp>



## 中小企業等に対する支援情報に関するお問い合わせ先

知財総合支援窓口

全国共通ナビダイヤル 0570-082100

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>



外国出願支援事業 (外国出願補助金)

①全国実施機関：(独)日本貿易振興機構 (ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク

TEL：03-3582-5642

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_appli.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html)

②地域実施機関：各都道府県等中小企業支援センター

[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_gaikokusyutugan.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html)



海外侵害対策支援事業 (模倣品対策、防衛型侵害対策、冒認商標無効・取消係争支援)

(独)日本貿易振興機構 (ジェトロ) 知的財産課 TEL：03-3582-5198

[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_kaigaishingai.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html)

※特許庁ホームページ経由で日本貿易振興機構 (ジェトロ) のホームページをご覧ください。



海外知財訴訟費用保険

①日本商工会議所 総務部 TEL：03-3283-7832

②全国商工会連合会 会員サービス部 TEL：03-3503-1258

③全国中小企業団体中央会 振興部 TEL：03-3523-4904

[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_sosyou\\_hoken.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html)



中小企業支援全般に関するお問い合わせ

特許庁総務部普及支援課支援企画班 TEL：03-3581-1101 (内線2145)

お問い合わせ先

特許庁国際意匠・商標出願室

TEL：03-3581-1101 (内線：2671・2672) E-mail：PA1B00@jpo.go.jp